関連資料1-1-10

令和5年6月現在の運用とは一部内容が異なります。
本通知は今後見直しを検討しております。

３０川こ保第 2028 号
平成３１年３月１１日

各民間保育所園長　様

川崎市こども未来局
子育て推進部保育課長

川崎市の民間保育所における事故報告の取扱いの整理について（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、川崎市の民間保育所における事故報告については、平成３０年６月５日付３０川こ保第３４０号により取り扱ってきたところですが、「医療機関に受診となった事案等の市への報告」など、その徹底が十分に図られているとは言えない状況にあります。
そのため、改めて要点を整理するとともに、より実態に即した取扱いといたしますので、今後は手続きに遺漏がないようにお願いいたします。

１　市への連絡・報告の基準

川崎市民間保育所認可・運営基準に関する取扱要綱第１２条に基づき、「医療機関に受診となった事案等」は市への報告を必ずお願いいたします。
医療機関に受診した場合は、それが軽微なもので１回限りの受診であったとしても、報告が必要です。
また、医療機関に受診はしていなくても、置き去り事案等特に市への報告が必要と判断されるものは報告をお願いいたします。
なお、市への連絡は、重大事故等で書面による報告に先立って、伝達が必要な事案について行うようにお願いいたします。

２　市への連絡・報告の時期

市への連絡・報告は、事案によって、その必要性や適切な時期が異なることから、次表のとおり再整理するものとします。

区分	連絡・報告の時期
通常事案	□連絡は必ずしも要さない（園の判断により連絡をいただくことは可）。 □報告は１月以内を目途とし、再発防止策までを講じた上で提出。
重大事故 ※死亡事故及び治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等	□連絡は医療機関への受診、保護者連絡等を済ませた上で、できる限り速やかに行うこと。 □書面による第１報の報告は原則当日（遅くとも翌日まで）に行うこと。 □第２報の報告は１月以内とし、状況の変化や必要に応じて、更に追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、第１報後、作成され次第報告をすること。

３　市への報告の様式

市への報告の様式も、事案によって取扱いが異なりますので、次表に従って行うようにお願いいたします。

区分	報告様式の取扱い
通常事案	市の様式によるか園又は法人独自の様式によること。
重大事故	国の様式によること。

４　その他

その他事故報告に関して、多く寄せられる質問について、別添のとおりＦＡＱを作成いたしましたので、参考としてください。

（調整第１係・第２係・第３係担当）
電話　０４４－２００－２６６２
０４４－２００－３７０９
０４４－２００－１９９２